

登録商標「YUJARON ユジャロン」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 22(行ケ)10336・平成 23 年 1 月 25 日(2 部)判決
請求棄却〔特許ニュース 12930〕

【キーワード】

商標法 50 条 1 項(不使用取消事由), 三段書き態様, ハングル文字, 図形, 社会通念上同一

【事案の概要】

1. 被告らは本件商標権者であるところ, 本件は, 不使用による商標登録取消しを求めた原告の審判請求を成り立たないとした特許庁の審決の取消訴訟である。

1 特許庁における手続の経緯

被告らは, 本件商標(登録第 4906932 号, 平成 17 年 11 月 11 日登録, 指定商品 第 30 類「茶」)の商標権者であるが, 原告は, 平成 21 年 12 月 22 日, 特許庁に対し, 本件商標がその指定商品につき, 継続して 3 年以上, 日本国内において, 商標権者, 専用使用権者又は通常使用権者のいずれによっても使用されていないと主張して, 商標法 50 条 1 項に基づいてその登録の取消しの審判の請求をし, 平成 22 年 1 月 19 日, 本件商標につきその旨の(予告)登録がされた。

特許庁は, 原告の請求につき取消 2009 - 301395 号事件として審理した上で, 平成 22 年 9 月 24 日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をし, その謄本は平成 22 年 10 月 2 日, 原告に送達された。

【本件商標】

YUJARON
ユジャロン
유자론

2. 審決の理由

本件商品の国内総販売代理店であったユジャロン社は, 「YUJARON / ユジャロン」又は「YUJARON」の文字を表示した本件商品について, 本件審判の請求の登録(平成 22 年 1 月 19 日)前 3 年以内である 2007 年(平成 19 年)10 月ころに, インターネット上で広告をしたことを認めることができる。

さらに, 韓国農協社は, ユジャロン社から発注された本件商品を, 本件審判

の請求の登録前3年以内である2009年（平成21年）2月ごろに、韓国から輸入したことを推認することができる。

そして、本件商品は、本件請求に係る指定商品「茶」に含まれる商品の「柚子茶」であり、かつ、上記使用に係る「YUJARON/ユジャロン」又は「YUJARON」の文字よりなる商標は、本件商標と称呼を同じくする商標であって、本件商標と社会通念上同一と認められる商標ということができる。

してみれば、被請求人は、本件審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、商標権者ら及び本件商標の通常使用権者と認めて差し支えないユジャロン社が、本件請求に係る指定商品に含まれる「柚子茶」について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたことを証明したものと認められることができる。

一方、請求人は、前記3の被請求人の答弁に対し、何ら弁駁するところがない。

以上のとおりであるから、本件商標の登録は、商標法第50条の規定により、取り消すことはできない。

よって、結論のとおり審決する。

【原告主張の審決取消事由】

本件商標は、欧文字からなる「YUJARON」、片仮名からなる「ユジャロン」、ハングル文字からなる「 」を同じ大きさ、同一書体で、横三段書きしてなる商標であり、上記欧文字部分及び片仮名部分から「ユジャロン」との称呼が生じる。

しかし、我が国の需要者及び取引者においては、上記ハングル文字部分を称呼することはできず、上記ハングル文字部分からは特定の称呼は生じない。

また、本件商標からは特定の観念は生じない。

他方、審決が使用の事実を認めた商品に係る甲第4ないし9，11ないし16の商標は、片仮名からなる「ユジャロン」を横一段書きしてなるもの、欧文字からなる「YUJARON」を横一段書きしてなるもの、欧文字からなる「YUJARON」と片仮名からなる「ユジャロン」を横二段書きしてなるもののいずれかであって、いずれもハングル文字部分が表記されておらず、本件商標と外観が著しく異なる。また、我が国の需要者及び取引者にとってハングル文字がなじみが薄く、特定の称呼及び観念を生じさせるものではないものであって、図形として認識されるべきものであることにかんがみると、被告らが使用する上記商標と本件商標とは称呼及び観念を異にするものというべきである。なお、本件商標のうちハングル文字の部分は商標全体の3分の1程度の面積を占め、他の欧文字部分及び片仮名部分とまとめよく一体的に表記されて

いることにかんがみると、本件商標をハングル文字部分とその余の部分とに分けて観察することは相当でないというべきである。

したがって、使用商標と本件商標とは社会通念上同一の商標ではないから、両者が社会通念上同一であるとした審決の判断は誤りである。

【取消事由に関する被告の反論】

使用商標が付されていた商品は朝鮮半島由来の柚子茶であり、また、我が国には朝鮮半島にルーツのある韓国・朝鮮系の者が多数居住していること、朝鮮半島由来の柚子茶の需要者及び取引者には韓国語に詳しい者が少なくない。そうすると、柚子茶に接した需要者及び取引者は、ハングル文字部分「
」を「ユジャロン」と称呼することができる。

我が国の韓国語を解さない需要者及び取引者においても、本件商標のように固有の称呼しか生じない名称については三段表記中のハングル文字部分から「ユジャロン」との称呼が生じ、これをあくまで文字と理解するはずであって、図形として認識することはない。

そうすると、被告らが使用していた商標と本件商標とは、ハングル文字部分を含めて同一の称呼を生じるから、両者が社会通念上同一であることは明らかである。

【判 断】

1 本件商標は、アルファベット（欧文字）の大文字のみからなる「Y U J A R O N」、片仮名からなる「ユジャロン」、ハングル文字からなる「
」を概ね同じ大きさ、明朝体ないしこれと同等の書体で、横三段書きしてなる外観を有するものであり、上記アルファベット文字部分、片仮名部分、ハングル文字部分との間で格別の体裁の差は存しない。

ここで、我が国に居住する韓国・朝鮮系の者が少なくないことや、近年韓国等から朝鮮半島に由来する商品が多数輸入されて消費されたり、韓国で製作されたテレビ番組や映画が多数放映・上映されたりして、韓国等の文化や食品等の我が国における知名度が向上しているとはいえ、我が国の「茶」の消費者一般にとっては、未だ韓国語ないしハングル文字の理解力が一般人にまで十分であるとはいえないのであって、需要者において、本件商標のハングル文字部分「
」につき、併記されている「ユジャロン」の文字から、おそらくこのハングル文字も同じく称呼すると認識する可能性もあり得るものの、すべての者がこれを読んで正しく称呼したり、その意味内容を理解したりするには至らないものと理解される。なお、仮に本件商標が朝鮮半島に由来する飲料である「柚子茶」の容器等に付されて使用され、また我が国の消費者において「柚子

茶」が朝鮮半島に由来する飲料であると知って被告らが販売する「柚子茶」を購入する消費者（需要者）があるとしても、そのような消費者であっても韓国語ないしハングル文字を全く解しない者も少なくないものと容易に推認できる（例えば、甲第4号証の商品の包装箱ではハングル文字が全く使用されていない。）。

他方、「」がハングル文字であること自体は我が国の需要者の間でも一般的認識となっていると推測され、この部分を独立の図形として商標の構成を評価するのは相当でなく、この部分も、称呼は判然としないものの何らかの文字を表すものとして、本件商標からは、「YUJARON」と「ユジャロン」の部分を含わせて一体として「ユジャロン」との称呼が生じると解される一方、これは被告株式会社ビュウの代表者が創作した造語であるから（弁論の全趣旨）、そこからは特段の観念は生じない。

2 原告が遅くとも平成19年9月ころまで被告らから譲り受けて我が国で販売していた商品である「柚子茶」の包装箱の一側面には、「香味柚子茶/YUJARON/ユジャロン」と横三段書きされた標章が付され、別の側面には、「香味柚子茶/YUJARON」と横二段書きした標章と、その下に柑橘類の図柄と「citron syrup tea」とのアルファベット文字を組み合わせた標章が付されている（甲4）。なお、上記三段書きされた標章は、包装箱内のビン容器にも同様の体裁のものが付されている（甲5の3,4）。

また、原告が遅くとも平成21年11月ころまで使用していたホームページのトップには、いずれもアルファベットからなりロゴ化された「YUJARON」の文字標章が使用されている（甲5の1,2,4,甲8）。

そして、原告及び被告ビュウが遅くとも平成22年3月ころまで使用していたホームページには、「こうみゆずちゃ/香味柚子茶/YUJARON/ユジャロン」と横書きした標章が使用されている（甲6,7）。

さらに、平成21年9月ころまでの間に、原告が被告らとの間の取引に使用した書類でも、片仮名からなる「ユジャロン」の標章が使用されている（甲9,13）。

3 原告の前身である有限会社ユジャロンは、被告らが製造販売する柚子茶等の我が国における総販売元として設立され、有限会社ユジャロン及びその後身である原告は、被告らが製造販売する柚子茶を我が国で販売してきたものであったから（甲11）、前記2の柚子茶についての原告の標章の使用が本件商標の使用許諾に基づくものであることは明らかである。

そして、商標として使用されたと認められる前記各使用標章からは、「ユジャロン」の称呼が生じることが明らかであるし、本件商標のアルファベット部分又は片仮名部分の一方又は双方と同一の文字列をその構成部分としているも

のであるから、前記各使用標章と本件商標とは社会通念上同一の商標であると評価することができる。なお、「」の部分については前記のとおり図形として評価するよりも文字として評価するのが相当であるから、前記各使用標章と本件商標の外観の相違は、上記評価を左右するものではない。

4 したがって、原告による審判請求の登録の日（平成22年1月19日）から3年以内に、日本国内において、本件商標の通常使用権者である原告によって、本件商標の指定商品「茶」の一つである「柚子茶」につき、本件商標と社会通念上同一の商標が使用されていたものであって、この旨をいう審決の判断に誤りはない。

【論 説】

1 原告（審判請求人）と被告（審判被請求人）とは、もともと密接な取引関係のあった会社どうしで、本件商標が使用されている商品は、第30類「茶」の中の「柚子茶」について、被告株式会社ビュウの代表者が命名し市場に供給していたものを、総販売元である原告が取消請求をしたという複雑な事案である。

これに対し、特許庁審判部は、請求人の株式会社ユジャロンが、「YUJARON ユジャロン」又は「YUJARON」の文字を表示した本件商品を、本件審判請求の登録前3年以内の2007年10月頃にネット広告をした事実を認め、また被請求人の韓国農協インターナショナル株式会社が、ユジャロン社から発注された本件商品を本件審判請求の登録前3年以内の2009年2月頃に韓国から輸入したことを推認できると認定した。しかし、このネット広告の事実や輸入推認の事実がどういう方法によって客観的に確実に証明された、と裁判所が判断したのか、第三者にはわからない。

2 さて、問題は、商品の「柚子茶」の包装に表示されている商標が、本件商標のハングル文字を含む三段横書き態様どおりのものでないことにあり、請求人（原告）はその点をもって不使用の事実であると主張したのである。すると、この問題は、請求人が前記商品を被請求人から仕入れた事実が推認されるとしても、ハングル文字が表示されていない商品を仕入れたことに対する不満のような感情的な対立があったのかも知れない。

しかし、特許庁審判部は、前記のような理由から、本件商標の構成態様の中には「YUJARON」「ユジャロン」と同じ称呼をもつハングル文字が併記されていながら、それが使用されていないとあって、これを社会通念上同一のものと認められない商標とはいえないと判断したのである。

3．これに対し知財高裁は、審決の理由よりは深く思考した跡を見せる説示をしており、請求人が主張したハングル文字の図形論を一蹴し、このハングル文字を含む本件商標の全体からは、「YUJARON」と「ユジャロン」の各部分を合わせて同一の称呼が生じるものと解したのである。そして、被告による使用標章と本件商標とは社会通念上同一の商標と評価し、審決の判断に誤りはないと判示したのである。妥当であろう。

4．平均的な日本人の知識からすると、たとえ日本人社会の中に日系韓国人・朝鮮人が混在しているとはいえ、このハングル文字を「ユジャロン」と発声称呼することができる純日本人は殆んどいないことは、審判部も知財高裁も認めていた。

しかし、問題は他の並記文字の存在を併せて考えれば、たとえ当該商品にはハングル文字の記載がないとしても、このハングル文字が「ユジャロン」と称呼するものである以上、本件商標が使用されていないものとあえて判断することはできないし、これは社会通念上同一の商標の使用と認定できるとしたのである。

特許庁や知財高裁において、商標法50条1項にいう「社会通念上」の概念をどの程度の範囲のものと解しているのか必ずしも明らかとはいえないが、最近の裁判例は、かなり広義に解している傾向があるように見える。

5．なお、請求人（原告）は、ハングル文字についてわが国にあっては図形であり、本件商標には図形が併記されているものと主張していたが、このような考え方はもっともである。筆者の経験では、米国や加国の英語圏内に漢字（例えば、「小町」・「行成」）をローマ字と併記して出願・登録したとき、これは図形という扱いをされたのである。しかし、この図形扱いの問題は、商標の使用・不使用とは直接関係のない問題である。

〔牛木 理一〕